## 平成27年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (6件)

			提案		結 果	
		項目	内容	区分	回答·対応内容	
平成27年	1	高圧ガスの製造等の 許可等に係る事務・ 権限(特定製造事業 所等に係るもの)の指 定都市への権限移譲 【本市発案】	第5次一括法により、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限が、特定製造事業所等を除き、都道府県から指定都市に移譲されるが、特定製造事業所等についても指定都市へ移譲する。	対応不可	事務・権限の移譲に関し、公共の安全の確保を維持しつつ実施可能かという点を第一に考えている。なお、法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて地方自治法第252条の17の2における事務処理特例により個別に移譲することができることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい。	
	2		幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定及び認定申請の受理等の権限を現行の 都道府県から指定都市へ移譲する。	対応	平成30年4月から、以下に掲げる事務・権限について、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の ①認定及び認定申請の受理 ②認定の審査 ③認定をしない旨及び理由の通知 ④設置した場合の公示 ⑤認定の取消し及びその公表 ⑥認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保 ⑦変更の届出等 ⑧報告の徴収等	
	3	診療所の病床設置に 係る許可権限の移譲 ※本市は事務処理特例条 例により平成19年4月に 移譲済	現在、都道府県が行うこととされている診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は、当該指定都市が行うこととする。	対応	以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。 なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議 し、その同意を求めることとする。 ①診療所の病床設置等の許可 ②居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療 計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出	
	4	土地区画整理事業 計画決定及び変更に 伴う意見書の取扱い の見直し	土地区画整理事業計画決定の意見書は、都 道府県都市計画審議会に付議しなければなら ないが、指定都市の区域内で完結する事業に ついては、指定都市の都市計画審議会に付議 するものと改める。	対応	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付 議先について、平成29年度に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議 会に変更した。	
	5		市域内で都市計画区域が完結している指定都 市が、当該都市計画区域内における都市計画 決定を行う場合において、県知事への協議を廃 止する。	対応不可	指定都市であっても、市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める空港・公園・下水道等の都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。また、都道府県知事への協議は、上記の観点から協議を行う中で十分に調整を図ることを趣旨とするものであり、懸念の解消策として提示されているように単に意見を述べるだけでは不十分であり、それを代替措置として協議を廃止することは認められない。加えて、地方分権改革推進委員会第3次勧告においても、単なる事前通知と意見ではなく協議を存置することが許容されている。	
	6	都市計画事業の認可 権限の指定都市への 移譲	都市計画事業の認可権限を都道府県知事から指定都市の市長に移譲する。	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合に検討を行う。	

## 平成27年 川崎市単独提案 提案内容と結果 (4件)

		提案		結 果	
		項目	内容	区分	回答·対応内容
平成27年	1	永住者に係る在留 カード交付事務権限 の国から市町村への 移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うことにする。	対応不可	在留カードの有効期間更新等の在留カードに係る申請・届出は、住居地の届出及び住居地の変更の届出を除き、申請人又は届出人が地方入国管理局に出頭して行うことと規定されている。永住者は、他の在留資格をもって在留する外国人(一部除外あり)を含めて「中長期在留者」とされ、法務大臣が身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法等の法令の定めるところにより取得した身分事項、住居地等在留管理に必要な情報を整理し、併せてこれらの情報を正確かつ最新の内容に保つこととされているものであり、入管法の規定の特例措置が入管特例法に規定される特別永住者とは在留管理上異なる法的地位にある。新しい在留管理制度の導入により地方入国管理局に出頭する手間が増えたことが支障となっているとの指摘について、永住者が行う在留カードの有効期間の更新申請は7年に1回であること、また、申請人と同居する親族が申請人の依頼により同人に代わって行う場合や申請人から依頼を受けた弁護士、行政書士等が取り次ぐ場合は申請人の出頭を要しないこととしていることから、永住者にとって大きな負担の増加になってはいない。仮に市町村を経由した申請手続とした場合、地方入国管理局で即日交付できていた在留カードの交付に一定期間を要することとなるほか、申請時と受領時の2度出頭しなければならないといった負担が増加することとなる。以上のことから、提案の実現は不適当であると考える。
	2	住民票の任意記載 事項の拡充	住民票の記載事項に「外国人が日本で初めて 住民票に登録された年月日」及び「転入前の住 所地において住民票に登録された年月日」を 追加する。	対応不可	住民票の義務的記載事項は、全国的に実施される行政事務の処理に必要な事項について規定されているものであるが、当該提案は、一部の団体が独自に行う行政事務の処理のために利用する事項を全市区町村に記載を義務付けることとなるため、対応は困難である。
	3	環境影響評価におけ る指定都市市長意見 の事業者宛て直接表 明	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあっても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	対応不可	平成26年の提案募集において議論済み。 新たな支障事例等がなく、県等との調整が必要なものと考えられることから、改めて支障事例等が具 体的に示された場合に検討を行う。
	4	医療計画の策定権 限等の都道府県から 指定都市への移譲	医療計画の策定業務等を都道府県から希望 する指定都市に移譲する。	対応不可	平成26年の提案募集において議論済み。 都道府県と指定都市で意見の相違があるため、まずは、都道府県と指定都市との間でよく調整した上で、具体的な対応案を検討することが必要

## 平成27年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (1件)

			提案		結 果
		項目	内容	区分	回答·対応内容
平 成 27 年	1	火舌呀におりる放直	大規模災害発生時に、救出救助などの災害対策活動の展開に必要となる緊急輸送ルートを 円滑かつ迅速に確保するため、道路管理者の みならず臨港道路を管理する港湾管理者に対 しても、放置車両の移動等を可能とすること。 また、やむを得ない限度での破損を容認すると ともに、併せて損失補償を規定するといった放 置車両等の移動等に関する権限を付与するな ど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を 講じること。	対応	災害時における車両の移動等の措置については、港湾法に規定する港湾管理者が、その管理する道路(臨道路)について災害時における車両の移動等を行うことを可能とした。